

III 労働条件

89年調査から今回の調査の間に、1992(平成4)年の看護職の労働条件改善を重視した診療報酬改訂、同年の「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」の制定など看護を取り巻く状況が大きく変化した。また、この間に1991(平成3)年の「育児休業等に関する法律」の施行、1992(平成4)年5月からの国家公務員の完全週休2日制の導入など社会的にも大きな変化が生じている。そのため、今回の調査では、特に労働条件に様々な変化がみられる。

1 週所定労働時間

正職員の週所定労働時間の平均は41時間13分で、89年調査の43時間08分よりも2時間ほど短くなっている〈統計表第72表〉。また、週所定労働時間が、40時間以下の者は63.1%と、89年調査の24.9%より大幅に増加している。

勤務場所別の週所定労働時間の平均は、「病院」が41時間23分(89年調査:43時間16分)、「保健所」が39時間50分(89年調査:42時間08分)、「市町村役場」が39時間40分(89年調査:42時間16分)と、すべて89年調査よりも短くなっている〈統計表第73表〉。

病院勤務の正職員について、設置主体別に週所定労働時間の平均をみてみると、「国(厚生省)」(39時間41分)、「国(文部省)」(40時間08分)、「都道府県」(40時間28分)、「国(その他)」(40時間50分)では短く、「医療法人・個人」(42時間52分)では長い〈統計表第74表〉。これは、国や地

方自治体の多くが1992年の週休2日制導入とともに、週40時間勤務に移行したためといえよう。

このように、週休2日制の導入により、看護職の所定労働時間の短縮は、ある程度実現されたといえよう。

なお、民間企業では、週所定労働時間の労働者1人あたりの平均は40時間03分、週所定労働時間が40時間以下である者は67.4%、46時間を超える者が0.9%である(労働省「賃金労働時間制度等総合調査(平成4(1993)年)」)。

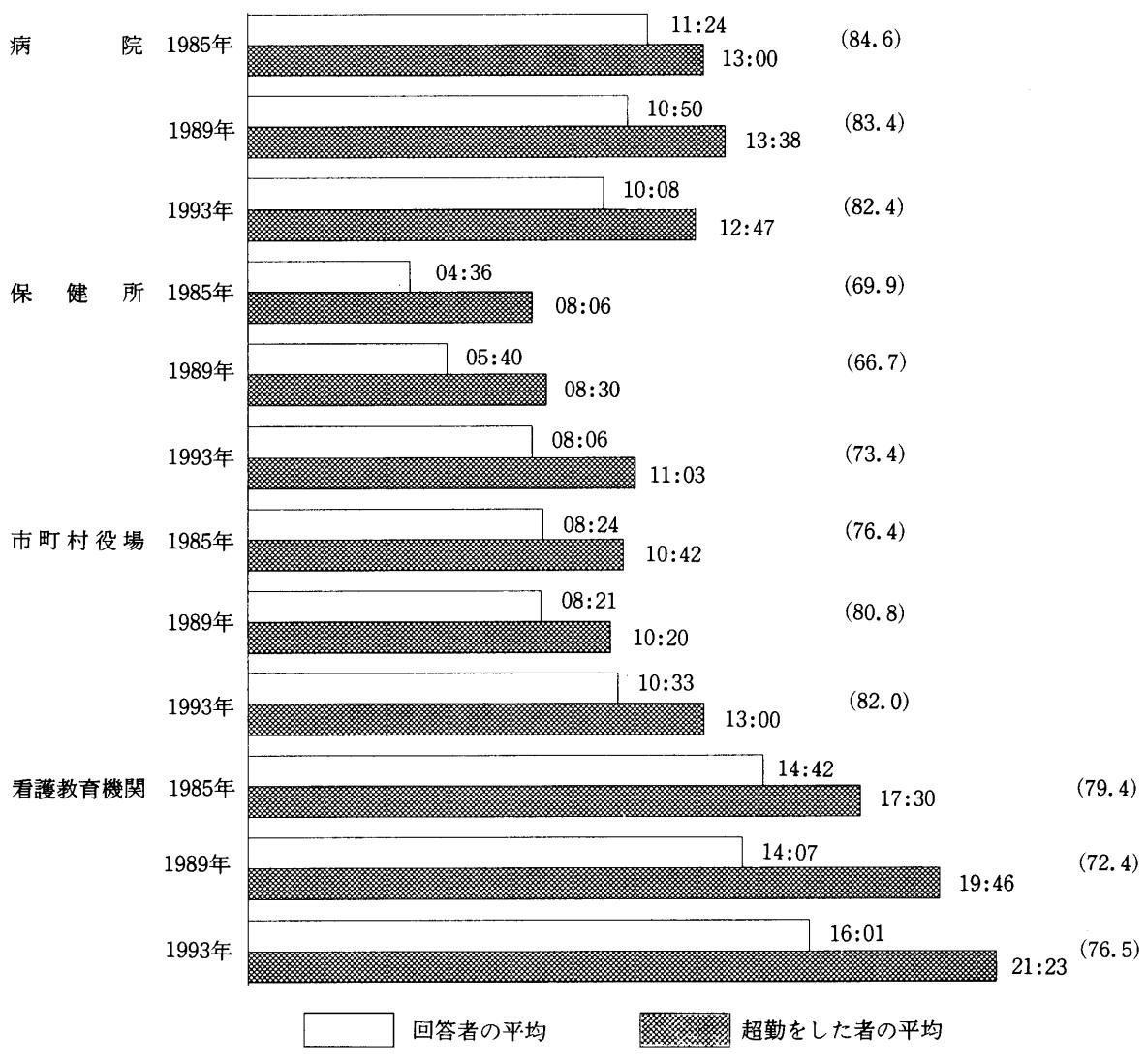
2 超過勤務

1993年9月に超過勤務(手当がつかなかった時間も含む)をした正職員は、81.1%で、この値は、89年調査と同じである。超過勤務時間は、回答者全員の平均で10時間11分、超過勤務をした者に限ると13時間00分で、89年調査(10時間34分、13時間34分)より20~30分短い〈統計表第75表〉。一般労働者の月間所定外労働時間は、女子で5.3時間、男子で14.4時間(労働省「毎月勤労統計調査」平成5(1993)年より)であり、会員の超過勤務時間は、一般労働者の女子労働者よりは長く、男子労働者よりは短い。

勤務場所別に、超過勤務をした者の割合と回答者全体の平均超過勤務時間、超過勤務した者の平均超過勤務時間の推移を示したのが、〈図10〉である。

「保健所」「市町村役場」「看護教育機関」では、超過勤務をした者の平均超過勤務時間が延長し、

図10 勤務場所別超過勤務時間の平均の推移（正職員）



「看護教育機関」では20時間を超えている。また、超過勤務をした者のうちで、超過勤務時間が24時間超（24時間01分以上）と回答した者は、「病院」が12.8%、「保健所」が9.8%、「市町村役場」が9.0%、「看護教育機関」が32.8%である（**統計表第76表**）。このうち、89年調査に比べて、超過勤務時間が24時間超と回答した者の比率が高くなつたのは、「保健所」（89年調査1.5%）、「市町村役場」（89年調査5.1%）、「看護教育機関」（89年調

査27.6%）であり、逆に「病院」（89年調査15.6%）では、89年調査よりも比率が低い。

これらから、全体で超過勤務の平均時間が短くなっているのは、病院での超過勤務時間が短くなつたためといえよう。

病院の設置主体別に、回答者全体の平均超過勤務時間と超過勤務をした者の平均超過勤務時間を見たのが、〈表7〉である。

平均超過勤務時間は、「国」や「日赤」などで

表7 病院の設置主体別超過勤務時間の平均
(病院勤務者の正職員)

	回答者平均 (時間)	超勤者平均 (時間)
国(厚生省)	11:46	14:34
国(文部省)	17:28	20:01
国(その他)	10:21	13:16
都道府県	9:26	11:43
市町村	10:24	12:31
日赤	12:29	14:52
厚生連・北海道社会事業協会 ・国保連合会・済生会	8:13	10:23
厚生団・船員保険会・健保連 ・国保組合・共済組合・全国 社会保険連	9:28	11:39
学校法人	10:24	13:15
医療法人・個人	8:31	12:03
会社・公益法人・その他の法人	9:31	11:53
無回答・不明	5:09	7:06

時間が長い。また、「国(文部省)」では、正職員のうち92.9%の者が超過勤務をし、24時間超の超過勤務をした者は27.3%と、他の設置主体病院と比較しても多い〈統計表第77表〉。

このように、超過勤務に対しては若干の改善の兆しが見えているが、依然として長時間にわたる超過勤務を行っている者があり、労働基準法の時間外労働に関する基準(2週間に12時間以内)に抵触するような時間外労働は早急な改善が望まれる。

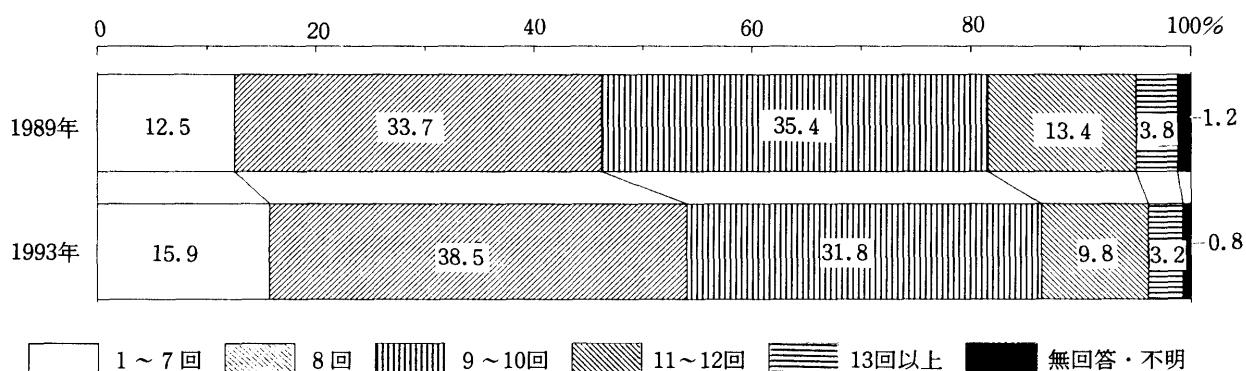
3 夜 勤

(1) 夜勤形態

病院勤務正職員で非管理職の夜勤形態は、「三交代制」64.2% (89年調査66.2%)、「変則三交代制」7.5% (89年調査7.9%)、「当直制」7.5% (89年調査8.7%)、「二交代制・変則二交代制」4.8% (89年調査3.5%)、「職場には夜勤があるが現在は夜勤をしていない」7.1% (89年調査9.1%)などであり〈統計表第80表〉、89年調査とほぼ同じ比率である。

子供がいる女子の病院勤務正職員(非管理職)のうち、「職場には夜勤があるが現在は夜勤をしていない」者が11.0%、「三交代制」で夜勤をしている者が58.0%、「変則三交代制」が5.7%、「二交代制・変則二交代制」が5.4%、「当直制」が11.4%などである〈統計表第84表〉。末子の年齢が「0~2歳」では、「職場には夜勤があるが現在は夜勤をしていない」者が24.6%おり、夜勤の免除や夜勤のない部署への配置転換などの措置を受けていると考えられる。その反面、この年齢の子供がいる者でも、「三交代制」が47.3%、「三交代制」が5.0%、「二交代制・変則二交代制」が

図11 夜勤回数(三交代・変則三交代に従事する非管理職の正職員)(1993年9月の実績)



4.6%，「当直制」が13.5%と夜勤に従事している者も多い。

(2) 夜勤回数

夜勤回数（準夜勤・深夜勤の合計）および夜勤看護手当について、1993年9月の実績について尋ねた。そのうち、三交代制または変則三交代制に従事する非管理職についての夜勤回数を示したのが、〈図11〉である。なお、これ以降は、三交代制または変則三交代制に従事している者を中心述べる。二交代制・変則二交代制、当直制については、〈統計表第97～112表〉を参照されたい。

平均夜勤回数は8.7回で、89年調査の9.0回を下回っている。夜勤回数が8回以下であった者は54.4%と、89年調査の46.2%よりも増加した。また、夜勤回数が11回以上の者は13.0%いるが、89年調査の17.2%よりは減少した。

病院の設置主体別にみてみると、平均夜勤回数が多いのは、「医療法人・個人」の9.5回（89年調査9.9回）、「会社・公益法人・その他の法人」の9.2回（89年調査9.3回）、「学校法人」の9.0回（89年調査9.1回）などの順である〈統計表第87表〉。逆に、最も少なかったのは、89年調査と同様に「都道府県」の8.2回である。なお、「日赤」は、89年調査では9.3回であったが、今回の調査では8.7回と減っている。

看護職員の夜勤については、1965（昭和40）年に「複数勤務で月8回以内」という人事院判定が下されている。複数勤務に対しては、本会の「1991年病院看護基礎調査」からも、達成されていることがわかる。夜勤回数については8回をめざしつつも、89年調査までは何ら改善がみられなかった。だが、今回の調査ではようやく若干の改善がみられた。

(3) 夜間看護手当

夜間看護手当の平均額は、準夜勤で2,932円（89年調査2,422円）、深夜勤で3,897円（89年調査3,175円）である〈統計表第91、94表〉。

病院の設置主体別にみてみると、準夜勤で夜間看護手当の平均額が最も高いのは、「医療法人・個人」の3,490円で、次いで、「学校法人」の3,087円、「会社・公益法人・その他の法人」の3,069円などの順である〈統計表第91表〉。また、深夜勤では、「厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全国社会保険連合」の5,086円、「日赤」の5,028円、「医療法人・個人」の5,020円などの順に高い〈統計表第94表〉。

4 週休形態

勤務場所別の週休形態の推移について示したのが、〈表8〉である。

「完全週休2日」の適用を受けている者は、「病院」で50.8%、「保健所」で97.8%、「市町村役場」で91.2%、「看護教育機関」で52.5%、「全体」では53.9%と過半数を超え、89年調査に比べて遙かに適用率が多くなっている。

病院の設置主体別にみてみると、「完全週休2日」が主流であるのは、「国（文部省）」（97.0%）、「国（厚生省）」（93.8%）、「国（その他）」（91.4%）、「都道府県」（86.7%）などである。また、「月2日週休2日」が主流であるのは「日赤」（84.3%）、「厚生連・北海道社会事業協会・国保連合会・済生会」（72.6%）、「学校法人」（59.3%）などである〈統計表第114表〉。

このように、完全週休2日制については大幅な改善がみられた。1992（平成3）年5月から国家公務員に対しての完全週休2日制の導入を契機に、国公立の病院に勤務の大部分の者がこの制度の適

表8 勤務場所別週休形態の推移（正職員）

		計	週休1日	週休 1日半	週休2日制				その他	無回答 ・不明
					完全	月3回	月2回 ⁵⁾	月1回 ⁶⁾		
病院	1985 ¹⁾	100.0	8.1	38.2	2.2	0.3	3.4	40.9	5.3	0.8
	1987 ²⁾	100.0	5.2	28.6	1.8	0.4	26.8	35.2	—	2.0
	1989 ¹⁾	100.0	3.8	24.5	2.7	0.3	41.6	19.6	3.5	4.0
	1991 ²⁾	100.0	1.7	14.0	5.8	2.0	56.5	16.7	—	3.3
	1993 ¹⁾	100.0	1.4	6.1	50.8	2.3	30.9	5.9	1.7	1.0
民間病院再掲 ⁴⁾	1985 ¹⁾	100.0	12.8	49.7	6.1	1.5	6.3	16.1	7.0	0.5
	1987 ²⁾	100.0	11.3	50.0	4.3	0.9	9.4	21.1	—	3.0
	1989 ¹⁾	100.0	5.5	44.0	6.1	0.7	17.3	17.2	5.5	3.6
	1991 ²⁾	100.0	2.9	27.2	7.7	1.9	31.3	25.3	—	3.7
	1993 ¹⁾	100.0	3.2	13.7	24.7	3.6	37.7	13.1	3.1	0.8
保健所	1985 ¹⁾	100.0	4.6	4.6	—	0.6	1.7	86.2	2.3	—
	1989 ¹⁾	100.0	—	1.0	2.0	—	84.8	7.1	1.0	4.0
	1993 ¹⁾	100.0	0.7	0.7	97.8	—	0.7	—	—	—
市町村役場	1985 ¹⁾	100.0	7.1	19.6	0.4	—	1.3	68.9	1.8	0.9
	1989 ¹⁾	100.0	0.7	2.1	2.1	—	82.1	9.6	0.7	2.7
	1993 ¹⁾	100.0	—	—	91.2	0.9	7.4	0.5	—	—
看護教育機関	1985 ¹⁾	100.0	12.3	37.4	1.9	1.9	4.5	39.4	2.6	—
	1989 ¹⁾	100.0	14.3	25.7	1.0	—	41.9	9.5	—	6.7
	1993 ¹⁾	100.0	3.9	10.1	52.5	1.1	18.4	10.6	—	3.4
民間企業	1989 ³⁾	100.0	16.4	0.8	36.9	10.5	23.4	12.0	0.1	—
	1991 ³⁾	100.0	7.6	0.7	45.9	12.7	22.7	10.2	0.1	—
	1993 ³⁾	100.0	4.8	0.7	51.3	16.5	18.8	7.6	0.3	—

1) 「日本看護協会会員実態調査」(1985年・1989年), 「日本看護協会看護職員実態調査」(1989年・1993年)

2) 「日本看護協会病院看護基礎調査」(1987年・1991年) : 病院対象調査の結果から, 適用看護職員を算出。

3) 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(1989年・1991年・1993年)

4) 1), 2) より, 民間病院(学校法人・医療法人・個人・会社・公益法人・その他の法人)について再掲

5) 隔週2日体制, 4週6休体制を含む

6) 4週5休体制を含む

表9 勤務形態別有給休暇(離職中の者および勤務形態無回答を除く)

	回答者数	所定日数*	取得日数**	取得率(%)***
正職員	5049	18.2	9.4	51.5
臨時職員	70	12.9	9.1	70.1
パートタイマー・アルバイト	60	11.0	7.7	70.0

* 所定日数: 前年度繰越し分を含まない年間の所定日数。「0日」と回答した者を含む。

** 全く有給休暇を取得しなかった者を含む

*** 取得率% = 取得日数の総数 / 所定日数の総数 × 100

用を受けている。病院勤務者の約半数が、完全週休2日制の適用を受けており、民間企業に勤務する労働者の完全週休2日制適用者の比率(51.3%)によく近づいた。しかし、「医療法人・個人」では22.9%、「会社・公益法人・その他の法人」では33.8%が完全週休2日制の適用を受けているにすぎず、民間病院では今後の実施拡大が課題であろう。

5 年次有給休暇

年次有給休暇については、前年度(1992年)の実績で尋ねた。

勤務形態別に、年間の前年度の繰り越し分を除く所定有給休暇日数(これ以降は所定日数という)と取得した休暇の日数(これ以降は取得日数という)および取得率を示したのが、〈表9〉である。

正職員では、平均所定日数は18.2日で、89年調査の17.9日よりは長くなっている。平均取得日数は9.4日で、89年調査と同じ日数である。取得率は51.5%で、89年調査の52.5%よりやや減少した。このことは、所定日数は確かに増えているが、増えた分だけ休めるというわけではないといえよう。

また、所定日数の分布では、「20日」が64.0%と最も多い〈統計表第115表〉。

正職員の勤務場所別の取得率は、「病院」が50.6%(89年調査51.1%)、「保健所」が62.0%(89年調査63.4%)、「市町村役場」が58.0%(89年調査59.4%)、「看護教育機関」が48.1%(89年調査47.7%)で、89年調査とほぼ同じ比率である。

病院の設置主体別に取得率を示したのが、〈表10〉である。

取得率は、「国(厚生省)」の60.2%から「日赤」の40.1%まで設置主体によってばらつきがある。

6 介護休暇制度

現在、高齢化社会や核家族化などから介護休暇制度について、様々な議論がなされている。そのような折り、労働省は、1992(平成4)年7月に、要介護者の範囲を配偶者・父母・子供とし、休業期間を3ヶ月などとする「介護休業制度等に関するガイドライン」を策定した。さらに、1995(平成7)年1月に「『育児休業等に関する法律の一部を改定する法律案要項』についての婦人少年問題審議会からの答申」がだされ、法制化の準備が

表10 病院の設置主体別有給休暇取得率(病院勤務の正職員)

	回答者数	取 得 率 (%)*	
		1993年	1989年
国(厚生省)	371	60.2	67.4
国(文部省)	189	50.5	55.2
国(その他)	80	53.3	52.5
都道府県	555	49.8	53.7
市町村	897	46.5	46.8
日赤	250	40.1	44.6
厚生連・北海道社会事業協会・国保連合会・済生会	273	44.6	42.3
厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全国社会保険連合会	285	47.1	45.8
学校法人	221	56.7	54.0
医療法人・個人	859	53.9	53.5
会社・公益法人・その他の法人	365	56.5	53.9

* 取得率% = 取得日数の総数／所定日数の総数×100

進んでいる。

そこで、今回の調査では、介護休暇制度について尋ねることにした。

正職員で、介護休暇制度が「ある」と回答しているのは26.2%、「ない」と回答しているのは46.7%である〈統計表第123表〉。

勤務場所別にみてみると、介護休暇制度が「ある」と回答した者は、「病院」が24.1%、「保健所」が79.1%、「市町村役場」が39.6%、「看護教育機関」が21.2%である〈統計表第123表〉。

病院の設置主体別では、「ある」と回答した者は、「都道府県」が67.0%で最も高い〈統計表第124表〉。

民間企業で介護休業制度がある企業は16.3%で、企業規模(従業員数)別に制度がある企業の比率を

みると、「30~99人」では14.2%、「100~499人」では22.5%、「500人以上」では51.9%である(労働省「女子雇用管理基本調査」(平成5(1993)年))。

介護休暇制度については、具体的な導入に向けての検討が待たれる。

7 給与

給与については、1993年10月の税込み給与総額と基本給与について尋ねた。

業務別・職種別の正職員の給与総額、基本給与額、経験年数、勤続年数、年齢の各平均、および回答者数を示したのが、〈表11〉である〈統計表第125~129表〉。また、会員の給与レベルを比較するために、「民間給与の実態」(人事院、平成5(1993)年)よりの看護関係の給与などを示した

表11 職種別・職位別平均給与(正職員)(1993年10月の実績)

	税込み給与 総額(円)	基本給与額 (円)	経験年数*	勤続年数*	年齢 (歳)	回答者数 (人)
保健婦	317,309	278,434	13.9	10.3	36.4	358
助産婦	348,037	262,795	12.7	9.0	35.5	221
看護婦(士)	332,129	255,237	13.3	9.6	34.9	3438
准看護婦(士)	314,053	244,173	18.7	13.4	40.3	685
看護教員	367,082	310,617	18.5	9.1	41.1	156
非管理職	307,423	238,642	11.8	8.6	33.3	3697
中間管理職	392,670	307,867	20.9	15.0	43.4	985
管理職	474,786	384,459	29.2	15.5	52.3	164

*「経験年数」、「勤続年数」ともに「満1年未満=0.5年」「満1年以上=満年数」として算出。

表12 「民間給与の実態」(人事院)*にみられる看護婦の給与

調査 実人員	從業員 総数	平均年齢	平均給与月額				備考
			きまつて支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A-B)	うち 役付手当	
総婦長	271	1,452	54.5	485,113	5,547	479,566	49,875 部下に婦長5人以上
看護婦長	1,941	18,436	45.0	386,941	22,238	364,703	13,793 部下に看護婦5人以上
看護婦	7,551	128,816	32.9	306,976	29,350	277,626	0
准看護婦	5,113	99,528	35.6	280,853	29,800	251,053	0

* 平成5(1993)年「民間給与の実態」(人事院)による